

湧別町告示第1号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物及びこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）について、令和4年12月2日付け湧別町告示第111号で公告した行政代執行が終了したことを公告する。

令和5年1月10日

湧別町長 刈田 智之

記

1. 代執行の終了日
令和5年1月10日
2. 建築物等の所在地
紋別郡湧別町中湧別北町224番地
3. 建築物の所有者
北海道内在住者
4. 措置の内容
当該空家等の除却及び屋内の動産の撤去並びに敷地内の瓦礫の撤去及び立木の伐採